

(事前公表)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年3月9日

1 契約の名称及び数量

令和5年度奈良県立万葉文化館庭園管理業務

※詳細は「奈良県立万葉文化館庭園管理業務共通仕様書」のとおり

上記仕様書は、見積書提出期限まで万葉文化館及び万葉文化館ホームページにおいて公表します。(https://www.manyo.jp)

2 契約相手方の選考基準

次に掲げる者であること

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する、シルバー人材センター連合又はシルバー人材センター

3 契約相手方の決定方法

- (1) 上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。
- (2) 最低価格となる額を2人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。
- (3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。
- (4) (3)によっても決定しない場合は、不調とします。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出先

奈良県立万葉文化館

(2) 提出期限

令和5年3月24日(金) 午後1時

(3) その他

- ① 見積書には上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類を添付してください。
- ② 次の場合には当該見積書が無効となりますのでご注意ください。
 - ア. 上記2に該当しない者が提出した見積書
 - イ. 記名押印を欠く見積書
 - ウ. 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書
 - エ. 価格を加除訂正した見積書
 - オ. 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合。
 - カ. ①の書類が添付されていない見積書

5 契約事務を担当する所属

奈良県立万葉文化館

住 所：高市郡明日香村飛鳥 10

電 話：0744-54-1850

F A X：0744-54-1852

6 契約の解除等について

(1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められたときは、契約を締結しないものとします。

- ① 決定者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。
- ② 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ この契約にかかる下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」といいます。)に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(⑥に該当する場合を除きます。)において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

(2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

7 その他

契約は議会での予算の成立を条件とします。

奈良県立万葉文化館庭園管理業務共通仕様書

第1章

(業務の目的)

奈良県立万葉文化館庭園管理業務は、「奈良県立万葉文化館」を広く県民及び国民の利用に供するため、飛鳥地方の歴史的風土、自然環境並びに歴史的文化遺産の保全と活用、さらには地域住民の生活環境の向上を目的として、万葉文化館全体が良好で快適に利用できる状態に適正に維持管理するものである。

(適用)

1. この仕様書は、万葉文化館の庭園管理の委託業務に適用する。
2. 委託業務は、それぞれの種別に応じ、本仕様書に定める仕様に従い施行する。
3. 同一種別の仕様について本仕様書の定めと特記仕様書の定めが異なるときは、特記仕様書の定める仕様に従い施行する。
4. 現地の状況などにより、作業位置あるいは方法を多少変更するなど、軽微な変更は監督職員と協議のうえ施行する。
5. この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合の解釈及び本作業の細目については、監督 職員の指示に従う。

(作業の着手)

6. 作業の着手は、原則として契約の日から行う。ただし、作業内容により時期が指定されている場合は、監督職員の指示に従う。

(作業用器材)

7. 作業用材料は、全て受託者が持ち込むものとし、監督職員の検査を受け、合格したものを使用する。ただし、病虫害防除用薬剤は委託者が支給する。
8. 作業用の機械器具、燃料、道具類は、全て受託者が持ち込むものとし、各作業に適合したものを使用する。監督職員が不相当と認めたときは、取り替えを指示する。

(安全)

9. 作業の施行にあたっては、来園者等に危険のないよう十分注意して行う。
10. 作業の施行にあたり、施設、樹木等を損傷しないよう十分注意して施行する。万一損傷した場合は受託者の負担で原型に復する。
11. 受託者は、人身事故、災害又は第三者に損害を与える事故等が発生した場合は、応急措置を講じるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について、遅滞なく監督職員に報告する

(写真管理)

12. 受託者は監督職員より実施記録写真の撮影を指示されたときは、作業ごとに、施行状況写真を撮影、整理し、監督職員の確認を受ける。なお、写真は実施前、実施中、実施後の状態をそれぞれ同じ位置、同じ方向から撮影する。

(作業の完了)

13. 受託者は作業の完了後速やかに別紙の書類を点検整備し、所定の手続きを取る。

(公契約条例に関する遵守事項)

14. 末頁記載のとおり

第2章

第1節一般事項

(管理の基本方針)

1. 万葉文化館庭園は、飛鳥地方の歴史的風土・里山風景を継承し、現況植栽や里山・田園風景とうまく調和させながら、「つつむ緑」と「彩りの草花」で四季のうつろいを演出している。多くの植栽された万葉植物と飛鳥地方の歴史的風土に調和する植物群によって構成されている万葉文化館の園地を、ここを訪れる人々に「万葉人の心」を体験できるような維持管理をしていくことを基本的な考え方とする。
2. 維持管理の作業にあたっては、対象植物の特性、活力及び環境条件などを勘案し、生き物

- としての植物に対する細心の注意と愛情をもって行い、その目的を達成するように努める。
3. 各作業は天候、生育状況を考慮し、最大の効果が得られるよう、監督職員と協議のうえ進める。

第2節芝生地管理

(刈り込み)

1. 刈り込みは、芝生地内にある、樹木、株もの、施設等を損傷しないように注意し、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込む。
2. 刈り込み高は監督職員と協議する。
3. 刈り取った芝は、指定の場所に集積し、まとめて処理するとともに、刈り跡はきれいに清掃する。

(縁切り)

4. 縁切りは、監督職員と協議のうえ、対象灌木、施設にほふく茎が進入しないよう、灌木類にあっては、樹冠より10 cm内外の幅で垂直に切り込む。

(施肥)

5. 所定の施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布する。

(除草)

6. 芝生を痛めないよう、除草ホークなどを用いて根より丁寧に抜き取る。
7. 抜き取った雑草は、毎日指定箇所に集積し、まとめて処理するとともに、除草跡はきれいに清掃する。

(薬剤除草)

8. 希釈液は指定の濃度となるように正確に希釈混合し、指定量をむらなく均一に散布する。
9. 散布日は風、日照、降雨等天候条件を考慮し、実施する。
10. 芝生地内の灌木、草花、来園者及び林地等にかからないよう十分注意して行う。

(病虫害防除の薬剤散布)

11. 病虫害防除の薬剤散布は、除草剤散布に準じて行う。

(目土かけ)

12. 目土は植物の根、雑草の種、瓦礫、赤土等でなく、適度な目(3ミリ目以下)のふるいにより、ふるい分けした目土用土を用いる。土壌改良材及び肥料を混入する場合は、指定の混入率となるよう入念に混合する。
13. 目土用土は、指定の厚さにトンボ等を用いて、むらなく均一に充分すり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は、不陸整正を勘案しながら行う。

(ブラッシング)

14. 葡萄茎(伸枝ランナー)や根などを切断するとともに、茎葉の間の枯葉枯茎(サッチ)を除去し、更新を促すため、レーキやホーク等で丁寧に回数多く引っかく。

(補植)

15. 補修箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ15 cm程度まで床土を交換の上、沈下防止のためよく転圧する。
16. 張芝にあたっては、周縁と同じ高さになるよう調整、転圧、目土を施し、よく灌水する。

第3節植込地管理

(樹木の手入れ)

1. 選定の種類

(イ)基本剪定は、樹形の骨格づくりを目的とするもので、主として冬期剪定に適用し、樹種の特性に応じ最も適切な剪定方法により行う。

(ロ)軽剪定は、樹冠の整正、込み過ぎによる枯損枝の発生防止などを目的とするもので、主として夏季剪定に適用し、切詰め、枝抜き等を行う。

2. 主として剪定すべき枝

(イ)枯枝

(ロ)成長の止まった弱小の枝(弱小枝)

- (ハ)著しく病虫害に犯されている枝(病虫害枝)
- (ニ)通風、採光、架線、人車の通行等の障害となる枝(障害枝)
- (ホ)折損によって危険の恐れのある枝(危険枝)
- (ヘ)樹冠、樹形、生育上不必要な枝(冗枝、ヤゴ、胴ブキ、徒長枝、カラミ枝、フトコロ枝、立ち枝等)

3. 剪定の方法

(イ)一般事項

- (1)園地樹木は、特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然型仕立てとする。
- (2)不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」等は原則として行わない。
- (3)下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方は弱く剪定する。
- (4)太枝の剪定は、切断箇所表皮が剥がれないよう切断予定箇所の数 10 cm上より予め切断し、枝先の重量を軽くした上切返しを行い切除する。また、太枝の切断面には必要に応じて、監督職員の指示により、防腐処理をする。

(ロ)切詰め剪定

主として新生枝を、樹冠の大きさが整う長さに定芽の直上の位置で剪定する。この場合定芽は、その方向が樹冠をつくるにふさわしい枝となる向きの芽(原則として外芽)とする。

(ハ)切り返し剪定

樹冠外に飛び出した枝の切り返しは、樹勢を回復するためと樹冠を小さくするために行う。剪定は適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切り取る。骨格枝となっている枯枝及び古枝を切る場合は、後継枝となる小枝又は新生枝の発生のある場所を見つけて、その部分から先端の太枝を切り取る。

(ニ)枝抜き剪定

こみ過ぎた部分の中すかしと樹冠の形姿構成上、不必要な枝(冗枝)等をその枝のつけ根から切り取る。

(低木の手入れ)

- 1. 樹木の特性に応じて切詰め、中すかし、枯枝の除去などを行う。その他は、樹木手入れに準ずる。

(生垣の手入れ)

- 1. 冗枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて両面を刈り込み、天端をそろえる。
- 2. 枝葉の疎な部分には、必要に応じて枝の誘引を行う。枝の結束にはシュロ縄を用いる。
- 3. 1回目の刈り込みの際に一度に刈り込まないで、数回の刈り込みをとおして、徐々に目的原形に近づけていく。特にヒノキ、サワラ等不定芽の発生しにくいものは注意深く行う。
- 4. 生垣の高さと幅の関係は次の表を標準とする。ただし、樹種及び生育の度合いによりこれによりがたいものは、監督職員と協議して定める。

生垣の高さと幅の関係(単位:cm)

高さ	30	60	100	120	180	250
幅	20-30	30-40	40-50	50-60	60-70	70-80

(刈り込み、玉物刈り込み)

- 1. 枝の密生した箇所は中すかしを行い、目標原形を充分考慮して、樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈り込む。
- 2. 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈り込み、また針葉樹については萌芽力を損なわないよう樹種の特性に応じ、充分注意しながら芽つき等を行う。
- 3. 大刈り込みは、各樹種の生育状態に応じ、目標原形を充分考慮しつつ刈り込む。また、植え込み内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないよう注意し、作業終了後は枝返しを行う。

(花木の手入れ)

- 1. 花木類は花芽の分化時期と着生位置に注意して手入れを行うこと。

(施肥)

- 1. 定められた施肥量を肥料、施肥の種類(寒肥、追肥等)及び各樹木の特性に応じて最も効果が期待できるよう、施肥方法について監督職員と協議する。
- 2. 高木施肥

(イ) 輪肥(わごえ)

樹木主幹を中心に葉張り外周線の地上投影部分に深さ 20 cm内外の溝を輪状に掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土する。溝掘の際、特に支根を痛めないように注意し、細根の密生している場合は、その外周に溝を掘る。

(ロ) 車肥(くるまごえ)

樹木主幹から車輪のやのように放射状に遠ざかるにつれて、幅を広く且つ深く溝を掘り(原則として4カ所)溝底に所定の肥料を敷き込み覆土する。溝の深さは20 cm内外、長さは葉張りの1/3内外とし、溝の中心部分が葉張り外周線下にくるように掘る。

(ハ) 壺肥(つぼごえ)

樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射線状に立て穴を掘り(標準6カ所)底に所定の肥料を入れ覆土する。立て穴の深さは20 cm内外とする。

(その他)

(ニ) 移植後1年以内の樹木及び剪定直後の樹木で、葉張り外周縁の不明の樹木については、溝の中心線が樹冠中心より根元直径の5倍の位置にくるように掘る。

3. 生垣施肥

(イ) 寒肥は、生垣の両側に立て穴を1カ所ずつ計2カ所、1本ごとに掘り、底に所定の肥料を入れ覆土する。立て穴の深さは20 cm内外とする。

(ロ) 追肥は、生垣の両側に平行に深さ20 cm内外の溝を掘り、溝底に所定の肥料を敷き込み覆土する。樹勢の強弱により施肥量を増減する。

(ハ) 立て穴、溝の位置は細根の密生部分の、やや外側とする。

4. 低木施肥

(イ) 一本立ち及び小規模な寄植えの場合

輪肥、壺肥を主体とし、その方法は高木施肥に準じる。ただし、立て穴の深さは20 cm内外とする。

(ロ) 列植の場合

生垣施肥に準ずる。

(ハ) 群植、大規模な寄植えの場合

有機肥料については、1 m²当たり3カ所の立て穴を掘り、底に所定の肥料を入れ覆土する。化成肥料については、植え込み内に均一に散布する。

(除草)

1. 既存植物を痛めないよう除草ホークなどを用いて根ごと取り除く。

2. 抜き取った雑草は、毎日所定の箇所を集積し、まとめて処理する。

(除草剤散布)

1. 薬剤散布に準ずる。

(病虫害防除)

1. 剪定防除

アメリカシロヒトリ、チャケムシ等の幼令期に枝葉に集団して生活している場合、この部分の枝葉を幼虫を落花させないように注意深く切り取り、監督職員の指定する場所に集め、速やかに薬剤で殺虫処理する。

2. 薬剤防除

(イ) 薬剤の使用に際しては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。

(ロ) 散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを枝葉面に細かい水滴がつく程度にむらなく均一に散布する。

(ハ) 散布に際しては、風下より、背を向けて風上に歩くように散布する。また、来館者をはじめ周囲の対象物以外のものかからないよう十分に注意して行う。

(ニ) 散布方法は、それぞれの病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行う。

(枯損木処理)

1. 故損木の伐採にあたっては、周辺樹木、施設等を損傷しないよう注意深く行う。また周囲の芝生等は必要に応じてシートを被せるなど保護措置を行う。

2. 切り株は出来るだけ地際より処理すること。

3. 伐採した樹木は枝払いし、一定の長さに切断した後、指定箇所に処分するとともに、周囲はきれいに清掃する。

第4節清掃、除草及び草刈り

(園地、芝生清掃)

1. 園地、芝生清掃により発生した枯葉等でゴミと分離できるものについては、出来るだけ植え込み地内に還元する。
2. 監督職員の指示により、燃性ゴミと不燃性ゴミに分離する場合は、それぞれ確実に仕分けし、指定箇所に集積する。
3. 指定箇所に集積した後、長期間放置する場合は病虫害駆除のため適宜薬剤散布を指示する場合がある。

(植え込み地清掃)

1. 特に全面清掃の必要な箇所以外は、落葉、小枝などはなるべくそのまま集積させて土に還元させるよう努める。ゴミ、空き缶などはひとつひとつ取り除き、指定箇所に運搬処理する。
2. 低木内のゴミ等は、低木類をいためないよう注意して取り除く。
3. その他は、園地、芝生清掃に準ずる。

(除草)

1. 既存植物を傷めないよう、除草ホークなどを用いて根ごと取り除く。
2. 抜き取った雑草は、毎日所定の箇所に集積し、まとめて処理する。

(草刈り)

1. 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈りむらのないよう均一に刈り込む。なお、刈り込み高は監督職員と協議のうえ実施する。
2. 樹木、株物、柵等の周囲も刈り残しのないよう仕上げる。また、それらに絡んでいるツル草、雑草もきれいに除去する。
3. 刈り草は、毎日指定の箇所に集積し、まとめて処理するとともに、刈り後はきれいに清掃する。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

奈良県立万葉文化館庭園管理業務特記仕様書

1. 業務の目的

本管理業務は、奈良県立万葉文化館の来館者等が、万葉庭園等を快適に利用できる潤いと憩いの場所として、除草や清掃等の作業を通じ常に良好な美観を維持・管理することを目的とする。

2. 業務の履行場所

奈良県高市郡明日香村大字飛鳥地内

奈良県立万葉文化館敷地内万葉庭園（駐車場、中庭を含む）及び南側の山系圃場、並びに駐車場東側山系斜面の一部、東側の水田跡圃場。

3. 履行期間

契約の日から令和6年3月31日まで

4. 委託業務特記仕様

(1) 芝生管理

- ・ 芝生の刈り高は、監督職員と協議のうえ、芝生の場所ごとに決定すること。
- ・ 発芽抑制剤は、イデトップ（0.1cc/m²）又は同等品以上とする。
時期は、2～3月初旬とする。
発芽抑制剤の散布は、芝以外の植物に薬剤がかからないように保護策を講じること。
- ・ 目土の覆土は、監督職員と協議のうえ、芝生の場所ごとに決定すること。
- ・ 時期は、3月中下旬とする。
- ・ 施肥は、サンバイオセラム（A:300g/m²、B:150g/m²）または同等品以上とする。
- ・ 時期は、1回目の芝刈り後、引き続き施肥を行う。
- ・ 芝刈りは、年5回（6月、7月、8月、9月、10月）を標準として、現場状況を勘案しながら監督職員と協議して時期及び回数などを決定する。
- ・ 芝生管理において、部分的にいちじるしく芝生が損傷した場合、現場状況を監督職員と協議しながら補植等を施し、芝生の処理を行うものとする。

(2) 除草

- ・ 機械除草の刈り高は、5cm前後とする。草刈の時期は、5月、6月、8月、10月の年4回を目途とし、現場の状況に応じて時期をずらすものとする。
- ・ 抜取り除草は、現場状況を勘案しながら監督職員と協議して時期及び回数などを決定する。
- ・ 水田跡圃場の草刈は、刈り払い機による全面草刈とする。草刈時期は、5月、6月、8月、10月の年4回を目途とし、現場の状況に応じて時期をずらすものとする。

(3) 樹木等の剪定・施肥・薬剤散布補助

- ・ 高所作業時の安全確保に十分に留意する。
- ・ 剪定により発生した落枝の整理等を速やかに行うものとする。
- ・ 作業の時期及びその他剪定等に付随する補助作業内容については、現場状況を勘案しながら監督職員と協議をして決定する。

5. 作業員等の配置

- (1) 受託者は、庭園管理業務を円滑に実施するための必要な作業員を配置する。
- (2) 受託者は、庭園管理業務を監督する業務責任者1名を選任し、万葉文化館の承認を受けるものとする。
- (3) 作業実施日及び作業員の配置は、別紙庭園管理業務作業内容による。ただし、天候等による作業計画の変更が必要な場合は、配置人員の増減により対処するものとする。
- (4) 受託者は、庭園管理業務に従事する作業員の名簿を万葉文化館に届けるものとする。

6. 観光ガイド等

庭園管理業務の実施に関連し、奈良県立万葉文化館の来館者等に対する明日香村の観光案内、文化財の案内などを必要に応じて行うこと。

7. その他

- (1) 服装等業務遂行中は、来園者に対し、除草作業等の実施中であることがわかるような服装を着用すること。また、来園者に対しては、常に親切、丁寧を旨とすること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、委託者の監督職員と協議し、指示を受けること。

＜作業内容＞

- 1 除草・清掃（落葉・ゴミ等）：23,158㎡
延べ人数：222日×2人＝合計444人
- 2 草刈り、山系圃場管理及び水田跡圃場管理：5,378㎡
 - ①万葉庭園
刈り払い機：年4回（概ね5月、6月、8月、10月）
 - ②南側山系圃場及び駐車場東側山系斜面
刈り払い機：年4回（概ね5月、6月、8月、10月）
 - ③水田跡圃場
刈り払い機：年4回（概ね5月、6月、8月、10月）
- 3 芝管理：7,230㎡
 - ①芝刈り：年5回（概ね6月、7月、8月、9月、10月）
ハンドガイド式草刈り機、刈り払い機を使用
 - ②芝施肥：特記仕様書で指定する肥料を使用
 - ③芝目土もしくは芝の補植：芝目土は真砂土を使用。補植芝は日本芝（高麗芝）とする。
 - ④芝薬剤散布：特記仕様書で指定する発芽抑制剤を散布
- 4 剪定：対象樹木約1000本、年3回
- 5 病虫害防除：対象樹木約1000本、年3回（害虫多発時）

＜除草、清掃の各月作業日・員数計算＞

月	作業員2人
4	20
5	22
6	23
7	23
8	23
9	22
10	21
11	20
12	18
1	10
2	10
3	10
合計	222

222日×2人＝合計444人

奈良県立万葉文化館庭園管理業務委託契約書

奈良県立万葉文化館を甲とし、を乙として、奈良県立万葉文化館敷地内の
万葉庭園（駐車場、中庭及び東側の緑地部分及び周辺圃場を含む。）の管理業務（以下「庭園管理業務」という。）について、甲と乙は次のように委託契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、庭園管理業務を「奈良県立万葉文化館庭園管理業務共通仕様書」、「奈良県立万葉文化館庭園管理業務特記仕様書」に基づき、甲の指示に従い業務を遂行する。

（委託期間）

第2条 この業務の委託期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（業務実施計画書の提出）

第3条 乙は、本契約締結後速やかに、業務実施計画書（年間管理計画）を作成し、甲に提出し、承認を受けなければならない。

（委託料）

第4条 本契約にかかる委託料は、金 円（消費税及び特別地方消費税の額を含む）とする。

2 委託料の支払は、甲は乙の請求に基づき、下記のとおり支払うものとする。

月額 円

3 乙は、前項の請求を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（作業員及び業務責任者）

第6条 乙は、本契約の庭園管理業務を円滑に実施するため、所要の業務実施作業員を奈良県立万葉文化館内に配置するものとする。

2 乙は、業務を監督するための業務責任者を1名選任のうえ、甲に届け出て承認を受けるものとする。

（庭園管理業務実施の確認）

第7条 乙は、除草作業等の実施終了後、甲の検査を受けたいうえで、作業日報を甲に提出し、承認を受けなければならない。

（臨機の作業）

第8条 甲は、庭園管理業務の実施にあたり、甲の必要と認める臨機の作業を乙に求めることができる。この場合、乙は実施した作業内容を、速やかに、甲に報告し、承認を受けなければならない。

（その他の経費の負担）

第9条 乙が、本契約による庭園管理業務の実施にあたり使用する電気及び水道の使用料は、甲の負担とする。

2 乙が、業務を実施するに当たり必要とする機材器具及び消耗品等の経費については、すべて乙の負担とする。

（損害賠償責任）

第10条 乙は、本庭園管理業務遂行中に、委託物件及び人身等に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責に帰すべき事由のない場合はこの限りでない。

(守秘義務)

第11条 乙は、本契約の履行に当たり知りえた秘密等を、契約期間経過後も、一切他に漏らしてはならない。

(損傷、破損等の発見)

第12条 乙は、業務実施中に、万葉庭園内等の樹木や工作物等に損傷、破損等の異常を発見したときは、速やかに、甲に連絡するものとする。

(作業員の交代)

第13条 甲は、庭園業務の実施にあたり乙の作業員が不適切であると認めたときは、書面をもって乙に通知し、当該作業員を交代させることができる。

(権利義務の譲渡の禁止)

第14条 乙は、この契約によって生じる権利義務を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(一括再委託等の禁止)

第15条 受注者は、受託業務の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受託者は、事前に委託者の書面による承認を得た場合に限り、本件業務の一部を第三者（以下「再委託先」という。）に対し再委託できるものとする。
- 3 受託者は、前項の承認を得ようとする場合は、当該再委託先の住所、名称又は商号、再委託する業務の内容、再委託を行う理由及び再委託の相手方を選定した理由等を記載した書面による再委託申請を委託者に提出しなければならない。
- 4 受託者は、再委託先の履行について委託者に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。但し、委託者の指定した再委託先の履行については、受託者に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わない。

(契約の解除)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときには、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な事由なくして本契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 乙又はその従業員に不正又は不当な行為があったとき。
- (3) 甲において、乙がこの契約を履行することができないと明らかに認めたとき。
- (4) 前各号のほか、本契約の条項に違反したとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等が暴力団であるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等がその属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 下請契約等に当たり、上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者とその相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除く。）において、契約当事者が契約の相手方に対

して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(8) 県が発注する物品購入等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

第18条 第16条の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

(関係法令の遵守)

第19条 乙は、この契約の履行に当たっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）及びその他関係法令を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものである。

(その他)

第20条 この契約に定めのない事項について疑義の生じた場合は、その都度甲、乙協議して決定するものとする。

本契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和5年4月1日

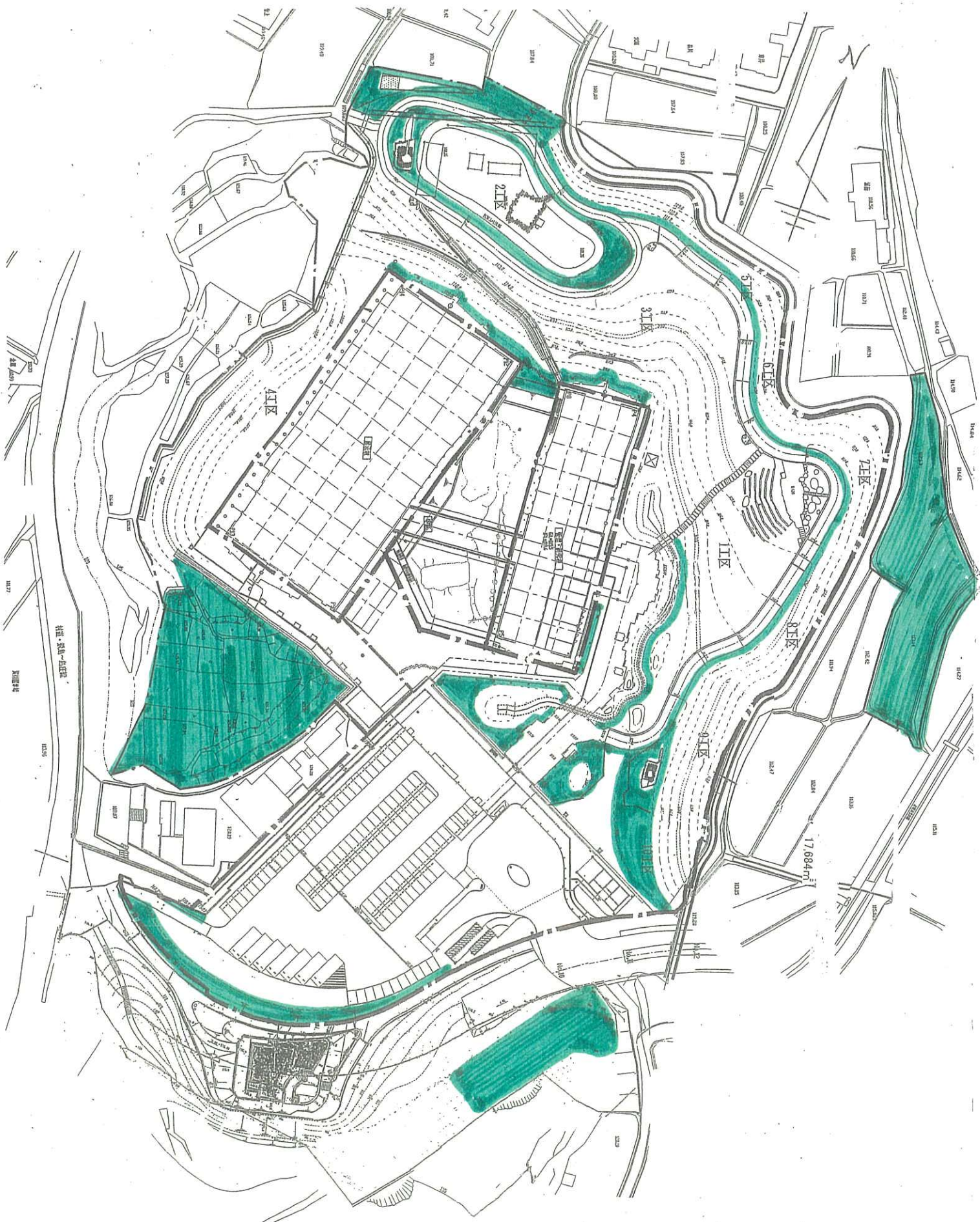
甲 奈良県高市郡明日香村大字飛鳥10番地
奈良県立万葉文化館
館長 及川 あずさ

乙

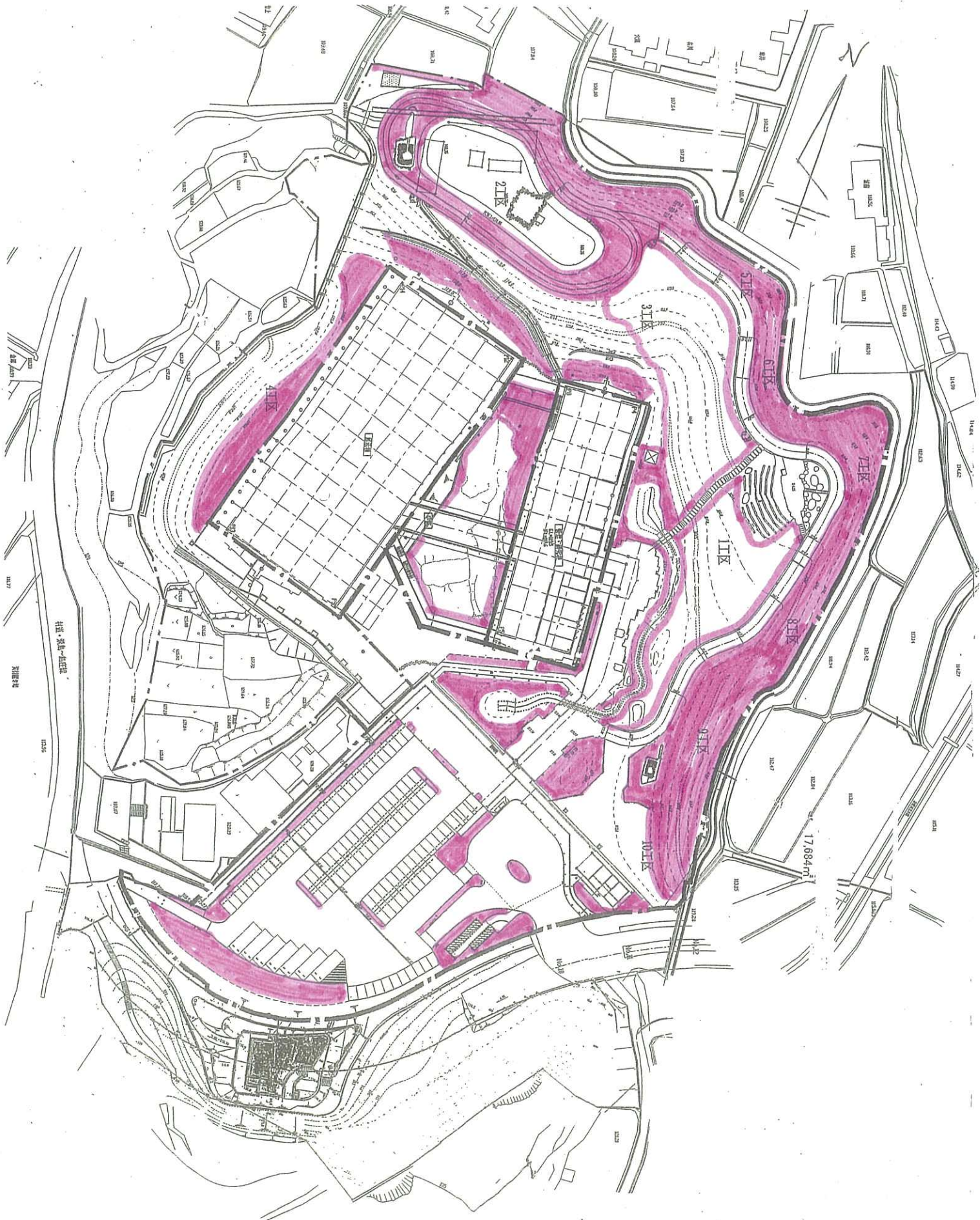
芝刈り（機械刈り）区域



草刈り区域



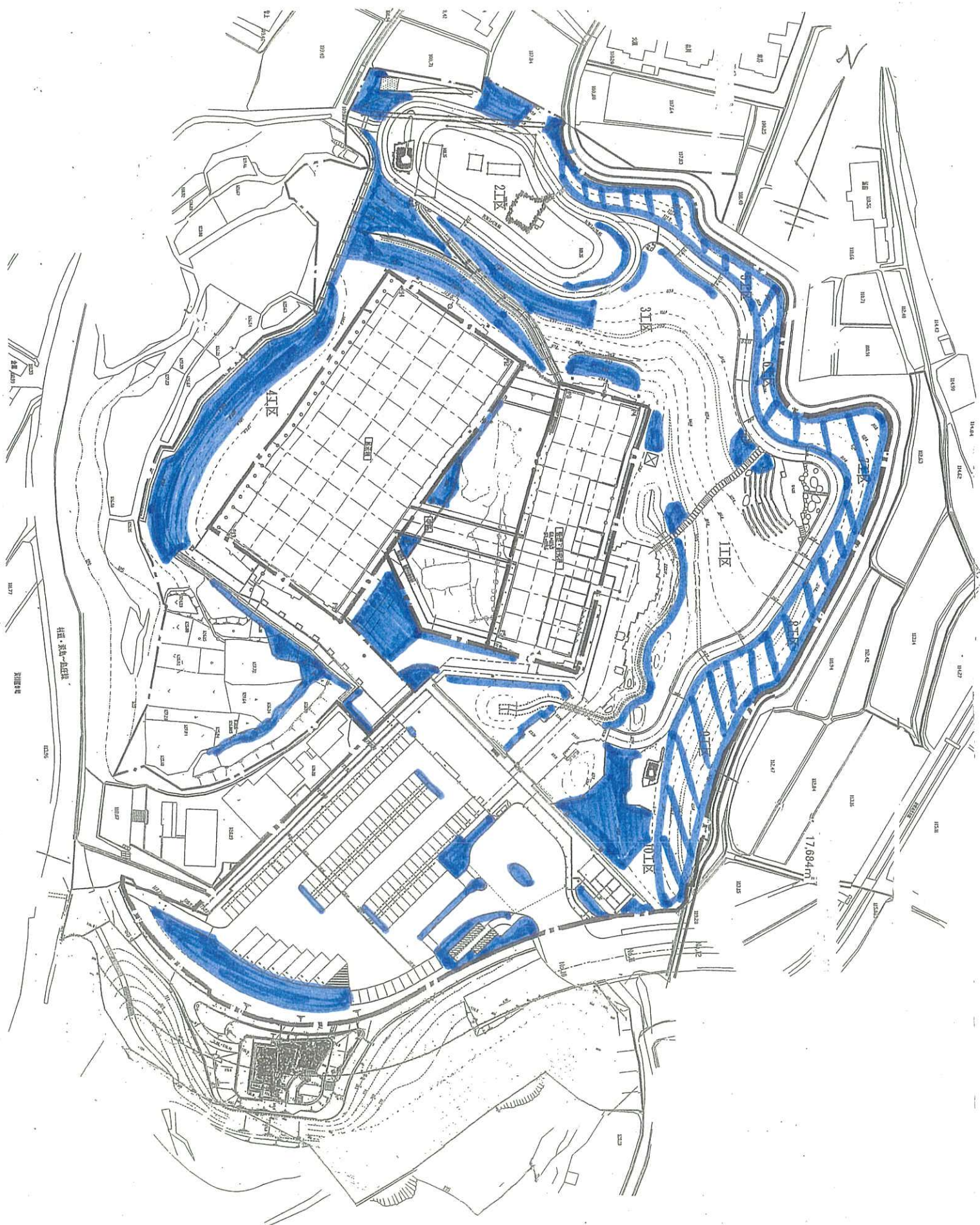
草引き・除草区域



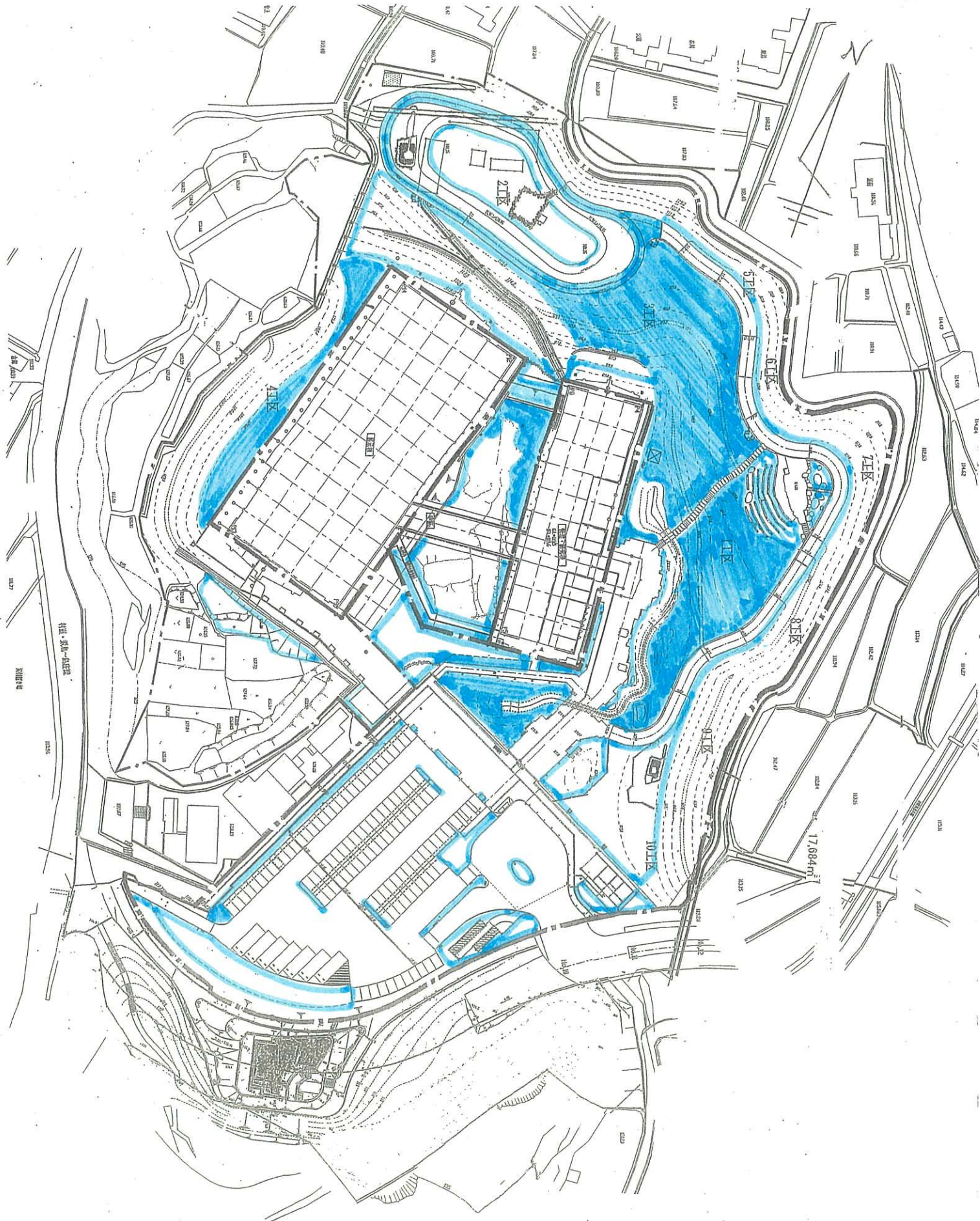
清掃（落ち葉・枯れ枝等）区域



低・中木剪定区域



肥料散布・芝生日土置き区域



害虫防除・殺虫剤散布等区域

